熱中症対策の運用規程

（目的）

第１条　この規程は、豊川サッカー協会の「施設利用時の安全対策規程」における熱中症対策に関する運用を定めることを目的とする。

（WBGT 計の保管場所）

第２条　施設における WBGT 計の保管場所は、次のとおり。

（1）豊川市サッカー場：事務所（管理人）

（2）豊川市赤塚山公園市民のスクエア：倉庫

（3）豊川市陸上競技場：事務所（管理人）

（4）豊川市音羽運動公園：事務所（管理人）

（5）豊川市スポーツ公園サッカー場：倉庫

（WBGT 計の使用方法等）

第３条　施設の WBGT 計を使用する場合（該当種別：2 種～女子）は、WBGT 計を各施設の事務所内の管理人もしくは倉庫から借り受け、試合開始前に WBGT 計の数値（WBGT 値、外気温）を計測する。また、使用後（最終試合終了後）は施設の保管場所に責任をもって返却することとする。

測定方法は、必ずピッチ上で WBGT 計の黒球が日影にならないように計測する。計測時の高さは 120cm 辺りとする。（プレーする選手の平均身長の 2/3）

（判　断）

第４条　2～4 種および女子の大会および試合においては、WBGT 計にて 31℃以上（人工芝 28℃以上）となる場合は中止もしくは中断とする。

（1 種リーグ戦）

第５条　1 種リーグ戦においては、以下のとおりの運用とする。

（１）　試合前日の気象庁の予想最高気温が 36℃を超える場合は、1 種委員会の協議により試合を中止もしくは延期とする。

（２）　中止もしくは延期の決定は前日の正午までの判断とする。

（３）　1 種リーグ戦において WBGT 計の測定は無しとする。

（その他）

第６条　夏場の大会および試合においては、以下の点に留意することとする。

（１）　Cooling Break または飲水タイムを適宜採用する。

4 種委員会の大会等においては、以下の通り Cooling Break を設けることとする。前後半 1 回ずつ、それぞれの半分の時間が経過した頃に 3 分間の「Cooling Break」を設け、選手と審判員は以下の行動をとる。

①日影にあるベンチに入り、休む。

②氷・アイスパック等で身体(頸部・脇下部など)を冷やし、必要に応じて着替えをする。

③水だけでなくスポーツドリンク等を飲む。

（２） ベンチを含む十分なスペースにテント等を設置し、日射を遮る。

（３） ベンチ内でスポーツドリンクが飲める環境を整える。

※スポーツドリンクの飲水は、天然・人工芝を傷めないように注意すること。

（４） 緊急対応用に、氷・スポーツドリンク・経口補水液等を十分に準備する。

（５） 熱中症対策を講じるときは、関係者だけでなく観戦者にも注意喚起等を行うとともに、飲料を補給できる環境(売店や自販機)にも配慮する。

附　則

1　この規程は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。